

令和8年度
地域物流脱炭素化促進事業（補助事業）
次世代エネルギー（水素・バイオマス）
公募要領

申請期間

令和8年4月27日(月)14:00～令和8年6月5日(金)16:00

令和8年4月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金を申請および受給される皆様へ

本事業の補助金については、国土交通省が定めた地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、および、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識されたうえで、補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

【補助事業交付申請にあたっての留意事項】

- ・本補助金は、次の法令が適用されますので、間接補助事業者はそれに伴う遂行、管理、報告等の責務を負うこととなります。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。また、提出した書類の原本は適切に管理し、保管してください。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称および不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目次

I 事業概要	1
1. 本事業の目的	2
2. 本事業に係るスキーム	2
3. 補助対象事業	2
4. 補助対象事業者	3
5. 補助率および補助金上限額	5
6. 補助対象事業の要件および補助対象経費について	5
1) 補助対象事業の要件となる設備、機器類および補助対象経費について	6
2) 設備、機器類の要件	7
3) 補助対象経費として計上できない経費	11
7. 事業期間	12
1) 間接補助事業の事業開始年月日	12
2) 間接補助事業の事業完了年月日	12
8. その他	12
1) 補助対象経費からの消費税額の除外について	12
2) 外貨に係る経費の取扱いについて	13
3) ファイナンスリース等について	13
4) 自社調達を行う場合の扱い（利益排除の考え方）	13
5) 水素の活用およびバイオマスの活用を行う際の要件の扱いについて	14
II 申請方法	15
1. 公募	16
1) 公募関連情報の提供	16
2) 申請期間および申請方法	16
2. 事業実施フロー	17
3. 申請者説明会	18
4. 申請方法	18
1) 本事業および申請内容の確認	18
2) 申請期間	18
3) 申請書類の作成	18
4) 申請方法	18

6) 申請時の提出書類一覧	19
5. 審査および交付決定	21
1) 審査	21
2) 交付決定	21
3) 優先配分および優先採択について	21
Ⅲ事業の実施	23
1. 間接補助事業者説明会	24
2. 間接補助事業の開始から完了までの流れ	24
1) 間接補助事業の開始	24
2) 間接補助事業の計画変更等	24
3. 実績報告から補助金の支払いまでの流れ	25
1) 実績報告	25
2) 補助金の請求・支払い	25
4. 『補助金の支払い』以降	26
1) CO ₂ 削減量の報告	26
2) 取得財産等の管理	26
3) 補助金の返還、取消し、罰則等	27
Ⅳ実績報告の方法	28
1. 実績報告	29
1) 間接補助事業の完了	29
2) 実績報告の方法	29
3) 実績報告時の注意点	29
4) 設置機器への銘板等の提示	29
5) 実績報告時の提出書類一覧	30
2. 提出先・お問い合わせ窓口	31

I 事業概要

1. 本事業の目的

本事業は、物流施設等における、次世代エネルギーである水素・バイオマスの利用に必要な設備や、これらを利用する車両等の一体的な活用に向けた取組に要する経費の一部を補助することにより、物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るとともに、地域物流の脱炭素化を図ることを目的としています。

2. 本事業に係るスキーム

本事業では、パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「事務局」といいます）が補助事業者になり、補助対象事業を実施する申請事業者が交付決定後に間接補助事業者として位置づけられます。

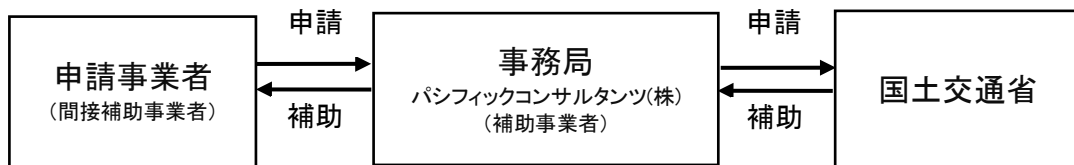


図1 本事業に係るスキーム

3. 補助対象事業

本事業の支援対象となるのは、物流施設等における、次世代エネルギーである水素・バイオマスの利用に必要な設備や、これらを利用する車両等の一体的な活用に向けた取組です。

具体的には、「つくる」「ためる」「つかう」の取組を一体的に行うものとして、下記（A）、（B）、（C）の項目からそれぞれ1つ以上の実施を要件とします。

（「水素を活用する取組」と「バイオマスを活用する取組」の両方を実施する必要はありません。）

【水素を活用する取組】

（A）「つくる」取組

- ① 水素製造設備の導入※
- ② 既存の水素製造設備の活用
- ③ 購入した水素の活用

（B）「ためる」取組

- ④ 水素貯蔵・充填設備の導入※
- ⑤ 既存の水素貯蔵・充填設備の活用

（C）「つかう」取組

- ⑥ 物流業務用FCV（燃料電池自動車）の導入※
- ⑦ FCフォークリフトの導入※

【バイオマスを活用する取組】

（A）「つくる」取組

- ⑧ バイオ燃料製造設備の導入※
- ⑨ 既存のバイオ燃料製造設備の活用
- ⑩ 購入したバイオ燃料の活用

(B) 「ためる」取組

- ⑪ バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入※
- ⑫ 既存のバイオ燃料貯蔵・給油設備の活用

(C) 「つかう」取組

- ⑬ 物流業務用 BDF（バイオディーゼル燃料）車両の導入※
- ⑭ BDF フォークリフトの導入※

※の項目について経費の一部を補助します。

また、上記取組に合わせて実施する、「⑮先進的な取組に必要な機器類等の導入」についても、補助対象経費として認められる場合があります。（対象設備例は P.8 表3参照）

4. 補助対象事業者

交付を申請できる事業者は以下のとおりになります。なお、1)～3)に関しては、単独申請または複数社でコンソーシアムを組んで共同で申請ができます。

- 1) 倉庫事業者^{※1}
- 2) 貨物自動車運送事業者等^{※1※2}
- 3) トラックターミナル事業者等^{※1}
- 4) その他〔1)～3)に掲げる事業者と共同で事業を実施する事業者(水素・バイオ燃料供給事業者等、リース事業者、不動産事業者)〕^{※3}

※1: 定款および国土交通省への登録の有無等を事務局にて確認します。設備・機器を設置予定の倉庫には、必ず倉庫業の登録を行ってください。

※2: 「貨物自動車運送事業者等」とは、貨物自動車運送事業法の第39条の1に規定される、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者を指します。

※3: 水素・バイオ燃料供給事業者等、リース事業者、不動産事業者等の4)で記載された事業者は、単独で申請を行うことはできません。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外となります。

- 国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者
- 地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付規程(以下「交付規程」といいます。)別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者(誓約事項に違反した場合、交付決定の全部または一部を取り消すことに留意してください)。

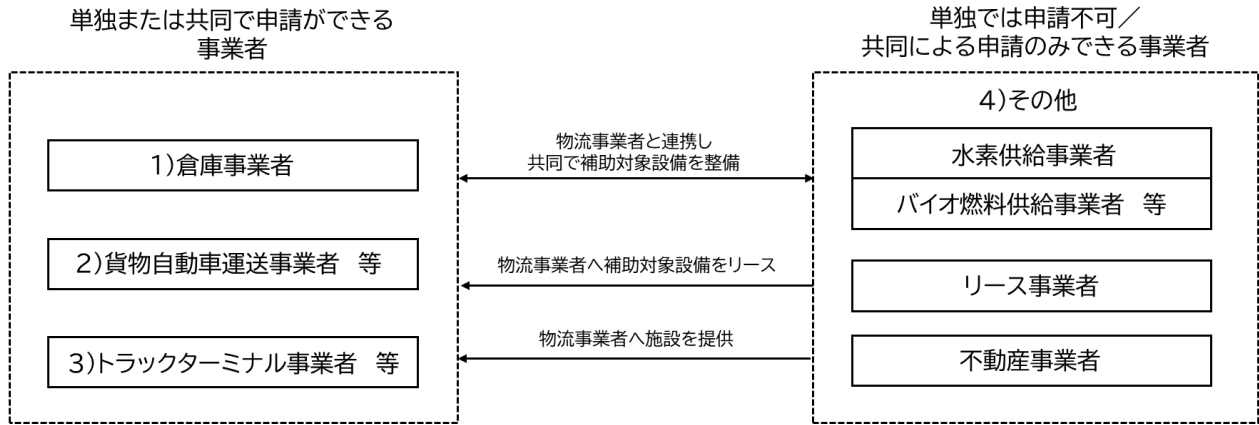


図 2 補助対象事業者

5.補助率および補助金上限額

補助率、補助金上限額は下表のとおりです。

表 1 補助率およびその補助上限額^{※1}

補助対象事業	補助対象設備・機器類	補助率	1事業者あたりの補助金上限額 ^{※1}
次世代エネルギー(水素・バイオマス)	【水素を活用する取組】 ① 水素製造設備の導入 ^{※2} ④ 水素貯蔵・充填設備の導入 ^{※2} ⑥ 物流業務用FCVの導入 ^{※3} ⑦ FCフォークリフトの導入 ^{※3}	1/2以内 ^{※5}	2.5億円
	【バイオマスを活用する取組】 ⑧ バイオ燃料製造設備の導入 ^{※2} ⑪ バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入 ^{※2} ⑬ 物流業務用BDF車両の導入 ^{※3} ⑭ BDFフォークリフトの導入 ^{※3}		2億円
上記に付随	⑮ 先進的取組に必要な機器類の導入 ^{※4}		上記の取組に準ずる

※1: 補助金の申請、交付については1,000円未満切り捨てとします。また、間接補助事業者が複数の申請を行った場合、すべての申請補助金額の合計上限は【水素を活用する取組】の場合には2.5億円まで、【バイオマスを活用する取組】の場合には2億円までとなります。

※2: 物流業務に使用される車両等への供給を目的としたものに限られます。また、既設の設備の活用については、補助対象事業の要件には含まれますが、補助対象経費の対象外となります。

※3: 既設の設備の活用については、補助対象事業の要件に含まれません。

※4: 個別に審査を行った上で、その導入費用の一部あるいは全部が補助対象経費として認められた場合であっても、補助対象事業の要件には含まれません。

※5: 申請状況に応じて補助率を1/2以内で変更する場合があります。

- また、申請にあたっては、水素・バイオ燃料の製造・貯蔵・充填設備等を導入する場合で、かつ「非常時に災害拠点の非常用水素充填拠点、バイオディーゼルの給油拠点として、物流用車両の提供協力などの協定を地方自治体と締結する予定の申請」取組を行う場合、管轄の地方自治体等と上記の内容について協定を締結する必要があります。

6.補助対象事業の要件および補助対象経費について

1) 補助対象事業の要件となる設備、機器類および補助対象経費について

原則として、導入設備の組み合わせにより脱炭素化を図る事業とします。また、表2「補助対象事業の要件となる設備、機器類」を参照し、水素の活用、バイオマスの活用のいずれかまたは両方を選択してください。なお、「**⑮先進的取組に必要な機器類**」は**補助対象事業の要件とはなりません**が、機能や目的により導入に係る費用が補助対象経費として認められる場合があります。

表2 補助対象事業の要件となる設備、機器類

事業分類			設備、機器類名称	補助対象事業の要件	補助対象経費
次世代エネルギー（水素・バイオマス）	水素を活用する取組※3	(A)つくる	① 水素製造設備の導入※1※2	①～③のうち1つ以上 かつ	○
			② 既存の水素製造設備の活用		×
			③ 購入した水素の活用		×
		(B)ためる	④ 水素貯蔵・充填設備の導入※1※2	④～⑤のうち1つ以上 かつ	○
			⑤ 既存の水素貯蔵・充填設備の活用		×
		(C)つかう	⑥ 物流業務用FCVの導入	⑥～⑦のうち1つ以上	○
			⑦ FCフォークリフトの導入		○
次世代エネルギー（水素・バイオマス）	バイオマスを活用する取組※4	(A)つくる	⑧ バイオ燃料製造設備の導入※1※2	⑧～⑩のうち1つ以上 かつ	○
			⑨ 既存のバイオ燃料製造設備の活用		×
			⑩ 購入したバイオ燃料の活用		×
		(B)ためる	⑪ バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入※1※2	⑪～⑫のうち1つ以上 かつ	○
			⑫ 既存のバイオ燃料貯蔵・給油設備の活用		×
		(C)つかう	⑬ 物流業務用BDF車両の導入	⑬～⑭のうち1つ以上	○
			⑭ BDFフォークリフトの導入		○
上記に付随		⑮ 先進的取組に必要な機器類	個別に審査を行った上で判断	○	

※1. 「①水素製造設備の導入」、「④水素貯蔵・充填設備の導入」、「⑧バイオ燃料製造設備の導入」、「⑪バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入」については、令和11年度までに導入を完了する場合も補助対象事業の要件に含みます。なお、実施計画書のスケジュールに導入計画を詳細に記載いただいたうえで、申請時に導入見込年度までに導入を完了する旨を記した誓約書またはそれに準ずるものを提出してください。

※2. 「①水素製造設備の導入」、「④水素貯蔵・充填設備の導入」、「⑧バイオ燃料製造設備の導入」、「⑪バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入」については、能力増強を伴う補強又は増設を行う場合も補助対象とします。

※3. 「水素を活用する取組」については、物流事業者以外の水素供給事業者等が「(A)つくる」「(B)ためる」の取組を実施し、物流事業者が「(C)つかう」の取組を実施することで、水素供給事業者等と物流事業者の連携による共同申請が可能です。なお、この場合において、「②既存の水素製造設備の活用」と「⑤既存の水素貯蔵・充填設備の活用」を要件として使用することはできません。また、実施計画書の事業内容「事業全体の実施計画」および様式第1別紙4「実施体制図」に、事業を行うにあたって物流事業者以外の水素供給事業者等と物流事業者がどのように連携しているかを詳細に記載してください。

※4. 「バイオマスを活用する取組」については、物流事業者以外のバイオ燃料供給事業者等が「(A)つくる」「(B)ためる」の取組を実施し、物流事業者が「(C)つかう」の取組を実施することで、バイオ燃料供給事業者等と物流事業者の連携による共同申請が可能です。なお、この場合において、「⑨既存のバイオ燃料製造設備の活用」と「⑫既存のバイオ燃料貯蔵・給油設備の活用」を要件として使用することはできません。また、実施計画書の事業内容「事業全体の実施計画」および様式第1別紙4「実施体制図」に、事業を行うにあたって物流事業者以外のバイオ燃料供給事業者等と物流事業者がどのように連携しているかを詳細に記載してください。

2) 設備、機器類の要件

補助対象事業となる各種設備、機器類の要件については、下表のとおりです。なお、各種設備、機器類は、日本国内で定められている性能表示基準、安全基準に適合しているもの、かつ、下表で示す各要件を満たすものが補助対象となります。

表 3 設備、機器類の要件および先進的取組に必要な機器類規定

事業分類	No	設備、機器名称	要件
次世代エネルギー（水素・バイオマス）	1	水素製造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・物流業務用FCV等に水素を供給するための設備であること ・令和11年度までに導入を完了する予定の場合も含む^{※1} ・設置および稼働に必要な設計費や工事費は補助対象経費とする ・設置するための土地や施設の調査費、整備費、購入費、賃借費は補助対象経費の対象外とする ・既設の場合、設置している土地や施設の保守費用は補助対象経費の対象外とする ・既存施設の改装、入替のための既存施設の解体費、撤去費は補助対象経費の対象外とする
	2	水素購入	<ul style="list-style-type: none"> ・物流業務用FCV等に水素を供給するための購入であること ・水素の購入に際しては、グリーン水素、グレー水素等の供給源の種別を問わない
	3	水素貯蔵・充填設備	<ul style="list-style-type: none"> ・物流業務用FCV等に水素を供給するための設備であること ・令和11年度までに導入を完了する予定の場合も含む^{※1} ・具体的な補助対象設備の例としては以下のとおりである。なお、記載のない設備についても補助対象となる可能性があるため、必要に応じて事務局に確認すること 例) 液水対応装置、圧縮機、蓄圧器、気化器、プレクーラー、ディスプレイ等
	4	物流業務用FCV	<ul style="list-style-type: none"> ・水素を燃料とした燃料電池のみで走行する物流業務用FCVであること ・水素燃料を使用できるようにするために、物流業務用車両を改造・架装するための費用も補助対象とする ・改造・架装費用については、水素燃料に対応するための架装を対象とし、架装範囲は燃料の利用に直接関係するものに限ること。また、架装費用を含めて申請する場合は、見積もり段階で明確に区分して申請すること ・国内の公道を走行可能で、車両登録番号が取得可能な物流業務用FCVであること（※ただし、私有地のみ走行するFCVの場合、車両登録番号等は問わない）
	5	FCフォークリフト	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフトであること ・荷重は問わない

次世代エネルギー（水素・バイオマス）	6	バイオ燃料製造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・物流業務用BDF車両等にバイオディーゼル燃料を供給するための設備であること ・バイオ燃料の製造工程において混合・攪拌を行う設備も含む ・令和11年度までに導入を完了する予定の場合も含む^{※1} ・設置および稼働に必要な設計費や工事費は補助対象経費とする ・設置するための土地や施設の調査費、整備費、購入費、賃借費は補助対象経費の対象外とする ・設置している土地や施設の保守費用は補助対象経費の対象外とする ・既存施設の改装、入替のための既存施設の解体費、撤去費は補助対象経費の対象外とする
	7	バイオディーゼル燃料購入	<ul style="list-style-type: none"> ・物流業務用 BDF 車両等にバイオディーゼル燃料を供給するための購入であること ・バイオディーゼル燃料の購入に際しては、油種は FAME、HVO のいずれかとし、SVO は対象外とする。ただし、バイオ燃料の軽油への配合比率(B100、B5、RD 等)を問わない
	8	バイオ燃料貯蔵・給油設備	<ul style="list-style-type: none"> ・物流業務用 BDF 車両等にバイオディーゼル燃料を供給するための設備であること ・仮設の貯蔵タンクや、貯蔵タンクへの輸送配管、廃食用油貯蔵設備等も含む ・具体的な補助対象設備については適宜事務局に確認すること ・令和11年度までに導入を完了する予定の場合も含む^{※1}

9	物流業務用 BDF 車両	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料で走行する物流業務用 BDF 車両であること ・海外製の B100 対応車両も対象とする ・油種は FAME、HVO のいずれかとし、SVO は対象外とする。ただし、バイオ燃料の軽油への配合比率(B100、B5、RD 等)を問わない(B5 を超える燃料を使用する場合はメーカーによる保証対象外、不具合の可能性などを認識したうえで、自己責任の上利用すること。不具合による修理費用等は補助対象外とする) ・B5 燃料使用のトラックについては、原則 B5 燃料のみを使用し運行するトラックであることとする。また、「B5 燃料使用車」であることが明確に伝わるようなシールを視認性の高い位置に貼付するとともに、交付規程第 24 条第2項に規定する財産の処分を制限する期間においては、B5 燃料を使用したことがわかる帳簿等の証票を毎年事務局に提出すること^{※5} ・バイオディーゼル燃料を使用できるようにするために物流業務用車両を改造・架装するための費用も補助対象とする ・改造・架装費用については、バイオディーゼル燃料に対応するための架装は対象とし、架装範囲は燃料の利用に直接関係するものに限ること。また、架装費用を含めて申請する場合は、見積もり段階で明確に区分して申請すること ・国内の公道を走行可能で、車両登録番号が取得可能な物流業務用 BDF 車両であること(※ただし、私有地のみ走行する BDF 車両の場合、車両登録番号等は問わない)
10	BDF フォークリフト	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料を燃料として使用する BDF フォークリフトであること ・荷重は問わない ・油種は FAME、HVO のいずれかとし、SVO は対象外とすること。ただし、バイオ燃料の軽油への配合比率(B100、B5、RD 等)を問わない(B5 を超える燃料を使用する場合はメーカーによる保証対象外、不具合の可能性などを認識したうえで、自己責任の上利用すること。不具合による修理費用等は補助対象外とする) ・B5 燃料使用のフォークリフトについては、原則 B5 燃料のみを使用し運行するフォークリフトであることとする。また、「B5 燃料使用車」であることが明確に伝わるようなシールを視認性の高い位置に貼付するとともに、交付規程第 24 条第2項に規定する財産の処分を制限する期間においては、B5 燃料を使用したことがわかる帳簿等の証票を毎年事務局に提出すること^{※5}

11	先進的取組に必要な機器類事例 ※4	無人搬送車	・倉庫内に専用レールや床に識別するための磁気ライン等を設置し、荷物を搬送する区間のルートやタイムスケジュール等を設定することにより、荷物の搬送ができる車両とする
12		無人配送ロボット	・ロボット自体、あるいは天井等に取り付けた位置情報を認識する補足機能等によって、倉庫内の任意の場所から目的地まで荷物を運ぶことができる機器とする。無人フォークリフトもこのカテゴリとする
13		エネルギーマネジメントシステム	・ピークシフト、ピークカット等、電力負荷の平準化機能を搭載していること ・システムを利用するためのハードウェアの購入費用については補助対象経費の対象外とする
14		温室効果ガス排出量算出・可視化ツール	・副次的ではなく、温室効果ガス排出量の算出および可視化を主たる機能とするものであること ・法律等に基づいた報告義務への対応が可能であるシステムであること。ただし、報告義務が発生しない事業者についても導入可能とする
15		トラック予約受付システム	・貨物運送事業者の事業所・運転手等が、トラックの積卸施設への到着予定時刻を電子的な方法により事前に予約することができるシステムとする

- ※1. 今年度実績報告期限までに検収、支払が完了しないものについては、補助対象経費とはならない。なお、「1.水素製造設備」と「3.水素貯蔵・充填設備」「6. バイオ燃料製造設備」「8. バイオ燃料貯蔵・給油設備」については、令和11年度までに導入を完了する場合補助対象事業の要件に含まれるため、申請時に見込み年度までに導入完了する旨を記した誓約書またはそれに準ずるものを提出すること。
- ※2. No.1 および No.3 は、物流事業者と物流事業者以外の水素供給事業者等の連携による共同申請の場合、水素供給事業者等による導入も可能とする。ただし、実施計画書の事業内容「事業全体の実施計画」および様式第1別紙4「実施体制図」に、事業を行うにあたって物流事業者と物流事業者以外の水素供給事業者等がどのように連携しているかを詳細に記載すること。
- ※3. No.6 および No.8 は、物流事業者と物流事業者以外のバイオ燃料供給事業者等の連携による共同申請の場合、バイオ燃料供給事業者等による導入も可能とする。ただし、実施計画書の事業内容「事業全体の実施計画」および様式第1別紙4「実施体制図」に、事業を行うにあたって物流事業者と物流事業者以外のバイオ燃料供給事業者等がどのように連携しているかを詳細に記載すること。
- ※4. 機器本体、稼働させるための整備費用、システム導入費等は補助対象経費となるが補助対象事業の要件とはならない
- ※5. 想定外の軽油の給油が生じた場合、必ず給油記録と想定外の給油が生じた理由を付して提出すること(提出対象期間は、交付規程第24条第2項に規定する財産の処分を制限する期間とする)。

3) 補助対象経費として計上できない経費

- ①申請等に係る事務作業費
- ②間接補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に係る経費

- ③他の国庫補助金で補助対象となる経費^{※1}
- ④間接補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑤その他間接補助事業に関係のない経費^{※2}

※1. 補助対象事業の要件としては認められますが、優先配分・優先採択が行われる際の判断材料の一つとなる場合があります。

※2. 交付規程別表第3に記載されているものは事務費として計上できますが、支払いのための「振込手数料」は補助対象経費には含まれませんのでご注意ください。

7.事業期間

1) 間接補助事業の事業開始年月日

交付決定年月日を間接補助事業の開始年月日とします。

発注は交付決定年月日以降に実施してください。見積依頼については発注時点で有効なものが必要となります。申請時に提出した見積書が発注時に有効期限を過ぎてしまっている場合は、見積書の再取得が必要となります。また、交付決定日より前の発注は認められないため、交付決定通知受領日以降に事業着手してください。

2) 間接補助事業の事業完了年月日

実績報告が完了し、かつ間接補助事業に関わる全ての支払いが完了した日を事業完了年月日とします。(事業完了年月日は遅くとも令和9年2月10日(水)としてください)。なお、やむを得ない理由(天災地変等)により事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに事務局に報告し、指定された書類を提出してください。

- 補助対象経費の支払い方法は金融機関による振込とし、現金支払い、割賦払い、手形払いは不可となります。
- 単独の申請で機器、設備の導入をリース契約で行った場合は、実績報告期限までに支払った費用が補助対象経費となります。
- 事業完了年月日から起算して30日以内または令和9年2月10日(水)のいずれか早い日までに地域物流脱炭素化促進事業費補助金実績報告書(以下「様式第6」といいます。)および経費内訳(様式第6別紙)、地域物流脱炭素化促進事業費補助金事業による補助金効果表(様式第16)、その他必要な書類すべてを事務局に提出してください。
- 補助金額の確定の審査については、受理した実績報告から順次行うため、事業完了後に速やかに提出してください。

事業完了年月日の期限である令和9年2月10日(水)を厳守してください。実績報告の期日を過ぎて提出された場合、補助金は支払われません。

8.その他

1) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助対象経費に消費税および地方消費税額（以下「消費税等」といいます。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第9）を求めています。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等のうち、補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者には仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが想定されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付申請書（以下「様式第1」）といいます。）を提出してください。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、間接補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとしします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤ 国または地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

2) 外貨に係る経費の取扱いについて

外国企業からの物品調達等において外貨での支払いが想定される場合、様式第1提出時は日本円に換算した額で申請書を提出してください（申請時換算レートは、合理的根拠に基づいた、適切なものを使用してください。）。

様式第6提出時は、支払時の換算レートで日本円に換算した額で提出することとし、区分ごとに交付決定された補助金額の範囲内において補助金額の確定を行います。

3) ファイナンスリース等について

ファイナンスリースを利用する場合は、実績報告時に契約書類（写）の提出を条件とします。（メンテナンスリースは補助対象外となります。）

4) 自社調達を行う場合の扱い（利益排除の考え方）

補助対象経費の中に、申請者の自社製品の調達等（システム開発を外注せずに自社で調達する場合等）に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価（人件費や当該調達品の製造原価等[※]）をもって補助対象経費に計上してください。

※申請者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

5) 水素の活用およびバイオマスの活用を行う際の補助対象事業の要件の扱いについて

水素を活用した取組の要件については、前述のとおり、「つくる」・「ためる」・「つかう」からそれぞれ1つ以上の導入が必要となりますが、「水素製造設備」「水素貯蔵・充填設備」「バイオ燃料製造設備」「バイオ燃料貯蔵・給油設備」については、今年度の導入でなくとも、令和11年度までに導入完了する場合も対象となります。この場合、以下の2点の条件を満たしたうえで申請を行うようにしてください。

- 様式第1別紙1「実施計画書」の「事業実施のスケジュール」において、今後の実施計画を詳細に記入してください。
- 申請時に、導入見込み年度までに当該設備を導入する旨を記した誓約書又はこれに準ずる書類（自由書式）を提出してください。

上記2点が満たされない場合は、要件未達として補助金を交付することができません。また、事業計画書の内容については、次年度以降も事務局によるフォローアップを行います。

Ⅱ 申請方法

1.公募

1) 公募関連情報の提供

最新の公募関連情報は、本事業のホームページ (<https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>) に掲載しますので、逐次確認してください。

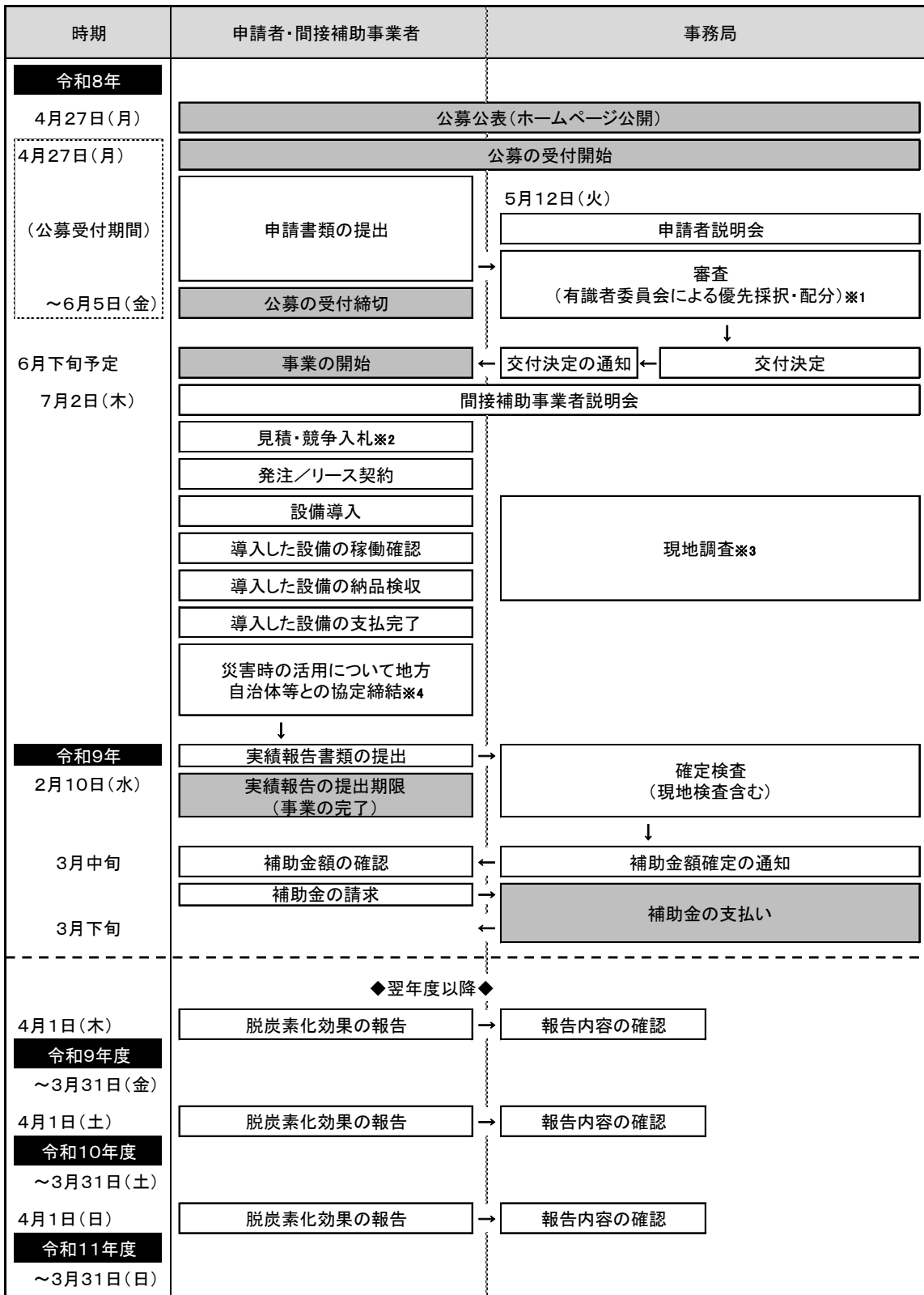
2) 申請期間および申請方法

令和8年4月27日(月)14:00～令和8年6月5日(金)16:00

申請書類はホームページからダウンロードし、電子メール添付、ファイル転送サービス等の方法で提出してください。

事務局メールアドレス : logigx_r08@bg.pacific-hojo.jp

2.事業実施フロー



※1: 補助金申請額の合計が予算額を超える場合に、実施される可能性があります。

※2: 申請時に提出した見積書が発注時点で有効でない場合は、見積書の再取得が必要です。

※3: 事務局が必要と判断した間接補助事業者に対して実施する場合があります。

※4: 「非常時に災害拠点の非常用水素充填拠点またはバイオディーゼルの給油拠点として、地域に開放する等の活用を図る」

取組を行う場合のみ

図3 事業実施フロー図

3.申請者説明会

申請者説明会を Zoom にて開催します。令和8年5月12日（火）を予定しており、詳細についてはホームページに掲載します。なお、問い合わせにつきましては P31 の問い合わせ先をご参照ください。

※なお、説明会への出席の有無につきましては、採択の審査にあたって一切考慮いたしません。

4.申請方法

1) 本事業および申請内容の確認

本事業のホームページ (<https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>) に掲載される交付規程および公募要領、その他申請時に添付すべき必要書類を確認してください。

2) 申請期間

令和8年4月27日（月）14:00～令和8年6月5日（金）16:00【必着】

3) 申請書類の作成

公募サイトの TOP ページ下部にある「次世代エネルギー（水素・バイオマス等）」の青い表示部分をクリックし、「公募関連資料」タブから、「申請時提出書類.zip」をダウンロードし、当該 zip に含まれる書類、及び次ページ表4 申請時の提出書類一覧に記載している書類を提出してください。

4) 申請方法

申請書類一式を、申請受付期間中に電子メール添付、ファイル転送サービス等の方法で事務局に提出してください。

※申請書類一式は、必ず申請を行う事業者から提出してください。代理による申請は受付いたしません。

6) 申請時の提出書類一覧

表 4 申請時の提出書類一覧

提出書類		部数	書類 様式 ※2	必須 書類 ※3	備考
様式第 1	地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付申請書	1	有	○	
様式第 1 別紙 1	実施計画書	1	有	○	様式第 1(注 1)の(3)、(4)、(5)の内容が記載されていること。 ※自社様式による別紙の添付も可とする
様式第 1 別紙 2	経費内訳	1	有	○	Excel 様式
様式第 1 別紙 3 ^{※1}	役員名簿	1	有	○	様式第 1(注 1)の(6)
様式第 1 別紙 4	実施体制図	1	有	○	様式第 1(注 1)の(7) ※自社様式による別紙の添付も可とする
見積書(写)	2社以上の取得が必要	1	無	○	
設備、機器類資料(写)	補助対象設備、機器類に該当する対象の設備仕様が分かるもの(パンフレット等)	各 1	無	○	
登記事項証明書または登記簿謄本(写) ^{※1}	取得後3カ月以内のもの	1	無	○	様式第 1(注 1)の(1)
貸借対照表 ^{※1}	直近2カ年分のもの	1	無	○	様式第 1(注 1)の(2)
損益計算書 ^{※1}		1	無	○	
CO ₂ 削減根拠資料(事務局指定書式) 【輸送】 ^{※4}	計画値でのCO ₂ 削減根拠	1	有	○	Excel 様式
既存設備を証する資料	既存の水素製造設備、水素貯蔵・充填設備、バイオ燃料製造設備、バイオ燃料貯蔵・給油設備の写真および納品書(写)等	1	無	△	水素製造設備、水素貯蔵・充填設備、バイオ燃料製造設備、バイオ燃料貯蔵・給油設備を既存のもので申請する場合は要提出

委任状	代理人の氏名、事業者名、委任の範囲、電話番号、E-mail アドレスと委任者の事業者名、代表者氏名を明記すること	1	有	△	申請書類提出後の事務局とのやりとりを委任する場合は要提出
-----	--	---	---	---	------------------------------

- ※1 共同申請の場合は、すべての事業者分を提出してください。
- ※2 書類様式が「有」の資料は本事業のホームページからファイルのダウンロードが可能です。提出時は、ファイル名を変更せずに事務局に送付してください。
- ※3 △は対象となる事業者のみ提出してください。
- ※4 水素の活用、バイオマスの活用において、物流業務用 FCV・BDF 車両を導入しない場合であっても、【輸送】シートを提出してください。記載方法については、書式の説明を参照してください。

5.審査および交付決定

1) 審査

事務局は、申請された間接補助事業内容等について、交付規程、公募要領に記載された要件を満たしているか、有識者による採択委員会による審査を行ったうえで、交付決定を行います。

なお、審査時において、必要に応じヒアリングや追加書類の提出を求めることがあります。

2) 交付決定

交付決定の結果については、交付規程に従って地域物流脱炭素化促進事業費補助金交付決定通知書（以下「様式第2」といいます。）で申請者に通知^{*}します。様式第2については、適切に保管してください。

また、交付決定にあたっては「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、交付決定内容（補助金交付先、交付決定額）の公表を行います。

※事務局からの通知は、電子メールにファイルを添付して送付いたします。セキュリティの設定等により添付ファイルの受信に制限をかけている場合は、logigx_r08@bg.pacific-hojo.jp のアドレスまたはドメインによる添付ファイルが受信できるよう設定してください。郵送やFAXによる送付は対応いたしかねます。

3) 優先配分および優先採択について

補助金申請額の合計が予算額を若干超える場合は優先配分を行います。予算額を大幅に超過した場合は優先採択を行います。

優先配分は、間接補助事業の要件を満たす申請の補助率を一律に1/2より引き下げたうえで、以下に列挙する要件を考慮して予算額を超えない範囲で補助率を優先的に加味して配分します。

優先採択は、間接補助事業の要件を満たす申請の補助率を一律に1/2としたうえで、以下に列挙する要件等を考慮して予算額を超えない範囲で交付対象となる申請を決定します。

優先配分・優先採択にあたっては、有識者による採択委員会において各申請案件について審査を行います。

審査にあたって優先点として考慮されるのは次のとおりです。

- 中小事業者の申請
- 物流業務用FCV・BDF車両、FC・BDFフォークリフトを導入している申請
- 非常時に災害拠点の非常用水素充填拠点、バイオディーゼルの給油拠点として、物流用車両の提供協力などの協定を地方自治体と締結する予定の申請

- 本事業の趣旨である「つくる・ためる・つかう」に則った活用を行う実施計画の申請
- 広域リージョン連携推進要綱（令和7年9月2日付け総行行第425号自治行政局長通知、令和8年1月28日一部改訂）に規定する「広域リージョン連携ビジョン」に基づくプロジェクトに係る申請

※[参考] https://www.soumu.go.jp/main_content/001053095.pdf

その他、事業内容が特に優れていると判断される取組等

優先配分および優先採択を行う際に配分の減少あるいは不採択対象として検討される申請の要件は次のとおりです（上記の要件を満たしていたとしても、配分減少あるいは不採択の検討対象になる場合があります）。

- 1事業者による複数拠点の申請（一部拠点のみ採択対象として検討し、他の拠点は配分減少あるいは不採択対象として検討する場合があります）

Ⅲ事業の実施

1. 間接補助事業者説明会

間接補助事業者説明会を開催します（Zoom を予定）。令和8年7月2日（木）を予定しており、詳細については間接補助事業者へ個別にご連絡します。

2. 間接補助事業の開始から完了までの流れ

1) 間接補助事業の開始

① 契約・発注の時期

間接補助事業に係る契約および発注等は交付決定後に行ってください。交付決定前に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはなりません。

② 契約・発注等の方法

物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争に付してください。一般の競争等に付することが著しく困難または不相当である場合を除き、2社以上の競争により決定してください。

また、間接補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同し実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければなりません。なお、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除きます。）に当たっては国土交通省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手とすることは原則としてできません（間接補助事業の実施体制が何重であっても同様です）。

（参考：国土交通省指名停止措置状況

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003092.html）

2) 間接補助事業の計画変更等

① 計画変更・事業の中止または廃止

間接補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更する場合、間接補助事業の内容を変更する場合、間接補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に地域物流脱炭素化促進事業費補助金計画変更（等）承認申請書（様式第3）を事務局に提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変更を行った場合は、交付取消しとなることがあります。また、間接補助事業を中止または廃止しようとする場合は、地域物流脱炭素化促進事業費補助金実績報告書（様式第6）も併せて提出してください。

② 事故報告

交付決定を受けた後、やむを得ない理由（天災地変等）と認められる理由により、間接補助事業実施期間内の事業完了が困難であることが見込まれる場合には、地域物

流脱炭素化促進事業費補助金事故報告書（様式第4）を提出してください。間接補助事業実施期間の延長が認められる場合があります。

ただし、発注時点で予見される理由による遅延は認められない場合があります。

3) 間接補助事業の完了

間接補助事業者が、導入された機器、設備、システム等を検収のうえ、調達先等に対して間接補助事業に係るすべての支払いが完了した時点をもって間接補助事業の完了とします。間接補助事業者は、原則として遅くとも令和9年2月10日（水）までに間接補助事業を完了させてください。

支払条件は、検収翌月までに金融機関による振込としてください（現金支払い、割賦払い、手形払いは不可とします。）。

4) 現地調査・検査

事務局は交付決定後、間接補助事業の進捗、設備・機器の導入状況、書類の整理状況を確認するために、書類の審査および必要に応じて現地調査・検査を行います。

① 現地調査は主に実績報告前に事業の進捗、書類の整理状況を確認します。

② 現地検査は設備・機器の導入・検収・稼働状況・書類の整理状況を確認します。

検査の結果、間接補助事業に問題が無く、実績報告が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その結果を地域物流脱炭素化促進事業費補助金額確定通知書（以下「様式第7」といいます。）にて速やかに通知します。

3.実績報告から補助金の支払いまでの流れ

1) 実績報告

間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、事業完了年月日から起算して30日以内または令和9年2月10日（水）のいずれか早い日までに表5「実績報告時の提出書類一覧」に記載の書類を事務局に提出してください（事業完了年月日は遅くとも令和9年2月10日（水）としてください。）。

2) 補助金の請求・支払い

間接補助事業者は、様式第7の受領後、速やかに地域物流脱炭素化促進事業費補助金精算払請求書（以下「様式第8」といいます。）を原則として事務局への電子メール添付、ファイル転送サービス等にて提出してください。事務局は、様式第8の受領後に間接補助事業者に補助金を交付します。

なお、共同申請の場合、補助金は代表間接補助事業者の口座に一括で振り込まれます。そのため、水素・バイオ燃料供給事業者等・リース事業者・不動産事業者と共同申請を行う場合には、補助金の支払方法について十分に留意し、代表間接補助事業者を決定してください。

4. 『補助金の支払い』以降

1) CO₂削減量の報告

間接補助事業者は、地域物流脱炭素化促進事業費補助金事業による補助金効果表（様式第16）及び別途事務局指定書式にて実績報告後3年間、事業完了日から1年ごとを目安として毎年1回、令和8年度の事務局指定書式にてCO₂削減量の報告を行っていただきます。

2) 取得財産等の管理

①取得財産等の管理

間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、取得財産等管理台帳（様式第10）を備えて、適切に管理しなければなりません。

②取得財産等の処分

間接補助事業者は、取得財産等のうち消費税額を除く処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が部材単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、財産処分制限期間において、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付けまたは担保に供すること。以下も同じです。）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、地域物流脱炭素化促進事業費補助金財産処分承認申請書（様式第11）を事務局に提出し、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部または全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（交付規程第23条、第24条参照）

③（B5燃料使用のトラック・フォークリフト導入の場合）財産処分制限期間における帳簿等の提出

B5燃料使用のトラック・フォークリフト導入の場合においては、「B5燃料使用車」であることが明確に伝わるようなシールを視認性の高い位置に貼付するとともに、交付規程第24条第2項に規定する財産の処分を制限する期間において、B5燃料を使用したことがわかる帳簿等の証票を毎年事務局に提出する必要があります。なお、対象設備において想定外の軽油の給油が生じた場合は、必ず給油記録と想定外の給油が生じた理由を付して提出するようにしてください。

3) 補助金の返還、取消し、罰則等

間接補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定の取消し・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則の他、採択取消し、交付決定取消しや交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

IV 実績報告の方法

1.実績報告

1) 間接補助事業の完了

間接補助事業者が、導入された機器、設備、システム等を設置、検収のうえ、調達先等に対して間接補助事業に係るすべての支払いが完了した時点をもって間接補助事業の完了とします。

支払条件は、検収翌月までに金融機関による振込としてください（割賦払いや手形払いは不可とします。）。

2) 実績報告の方法

間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、事業完了年月日から起算して30日以内または令和9年2月10日（水）のいずれか早い日までに実績報告書類を、電子メール添付、ファイル転送サービス等の方法で提出すること（事業完了年月日は遅くとも令和9年2月10日（水）とすること。）。

3) 実績報告時の注意点

様式第6による間接補助事業実施金額の報告には、機器購入等に際して発生した振込手数料は含めないでください。振込手数料が含まれている場合や先方負担の場合、手数料を差し引いた金額を補助対象経費とします。

申請された機器が導入されなかった場合、または適正な報告、様式第6の提出がなされなかった場合、補助金の支払いは行われません。

当該間接補助事業において、導入した補助対象設備の部材ごとの取得単価が50万円以上（消費税額を除く）の場合のみ、取得財産等管理台帳（様式第10）を提出してください（補助対象設備の部材ごとの取得単価が50万円未満の場合は提出不要です。）。

なお、見積書で一式表記されている場合は、単価にて記載し内訳書を提出してください)

4) 設置機器への銘板等の提示

間接補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、「令和8年度 国土交通省 地域物流脱炭素化促進事業によって整備されました」という旨を明示するようにしてください。

5) 実績報告時の提出書類一覧

表 5 実績報告時の提出書類一覧

提出書類		部数	書類様式	必須書類 ※1	備考
様式第6	地域物流脱炭素化促進事業費補助金実績報告書	1	有	○	Excel 様式
様式第6別紙	経費内訳(実績報告用)	1	有	○	
様式第16	地域物流脱炭素化促進事業費補助金事業による補助金効果表	1	有	○	別途事務局指定書式と併せて提出(実績値を記入)
納品書(写)または請求書(写)		1	無	○	導入した施設や機器類すべての書類を各1部提出
振込明細書(写)		1	無	○	導入した設備や機器類の支払領収書(写)として、金融機関による振込明細書のコピーを提出(振込予約票は不可)
保証書(写)		1	無	○	シリアル情報含む
施工写真		1	無	○	要件別に施工前、施工中、施工後、銘板の写真を提出

○対象となる事業者は提出が必要な書類※1

提出書類		部数	書類様式	必須書類	備考
様式第9	消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書	1	有	△	消費税額および地方消費税額を算入した申請書の場合提出
様式第10	取得財産等管理台帳	1	有	△	当該年度中に部材単価 50 万円以上(消費税額を除く)の取得財産がある場合に提出
様式第14	地域物流脱炭素化促進事業費補助金事業による収入内訳書	1	有	△	補助対象経費である設備、機器、システム等によって収益を得た場合に提出
非常時における災害拠点の非常用水素充填拠点、燃料給油拠点として、地域への開		1	無	△	申請済み書類(写)の提出も可

放に関する地方自治体等との協定締結を証する書類				
CO ₂ 削減根拠資料(事務局指定書式) 【輸送】※ ²	1	有	△	
車検証(写)	1	無	△	物流業務用 FCV 車両・物流業務用 BDF 車両を導入した場合は提出
リース契約書(写)	1	無	△	リース事業者と共同申請する該当事業者のみ提出
水素および、バイオ燃料の購入契約書等(写)	1	無	△	水素、バイオ燃料を購入する場合は提出
高圧ガス製造保安責任者の免状(写)もしくはそれに準ずるもの	1	無	△	水素製造、貯蔵、充填を行う事業者の場合は提出
危険物取扱者の免状(写)	1	無	△	消防法上、一定数量以上のバイオディーゼル燃料の製造・貯蔵を行う場合は提出

※1：△は対象となる事業者は提出してください。

※2：水素の活用・バイオマスの活用において、物流業務用 FCV・BDF 車両を導入しない場合も、【輸送】シートを提出してください。記載方法については、書式の説明を参照ください。

2.提出先・お問い合わせ窓口

令和8年度 地域物流脱炭素化促進事業事務局
(略称:地域物流脱炭素化事務局)
(パシフィックコンサルタンツ株式会社)

- ホームページ: <https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>
- メールアドレス: logigx_r08@bg.pacific-hojo.jp
- TEL: 050-5536-6831
- ※ 受付時間: 平日 10:00~17:00
- ※ 休業日: 土曜・日曜・祝日・年末年始